

新宿区多文化共生連絡会 会議要旨

分科会②：「外国にルーツをもつ子どもの学習支援について」

日時：平成22年9月21日（火） 10時00分から12時00分
会場：しんじゅく多文化共生プラザ 多目的スペース
参加者：8名

(NPO 法人多文化共生センター東京・青木智弘、NPO みんなのおうち・小林普子、プラザ相談員・渡辺ナタニー、叔焱、在日本韓国人連合会・李孝烈、新宿未来創造財団・樋口遼太、畑山好信、新宿区・宮端啓介)

～開会～

A：それでは時間になりましたので、第2回分科会「外国にルーツをもつ子どもの学習支援について」を始めさせていただきます。今日は前回話し合いましたことを踏まえて、10月1日の全体会で、分科会としてどのような報告をするのか、という点に焦点を絞って話し合いを進めていきたいと思えます。事務局のほうでこれまでの概要をまとめていただきましたので方向性はこのままでいいのか、もう少し補ったほうがいいのか、詳しくしたほうがいいのか、ということ話し合っていきたいと思えます。

～意見交換～

A：まず最初に、新宿区の日本語学習支援制度のPRについて、皆さんからご意見をいただければ、と思えます。

B：初期指導の段階では、新宿区の小中学校に入る子どもたちは全員、教育委員会が実施している日本語サポート指導を受けていると思えます。その時点では通訳はついていません。通訳がいるときに、日本語サポート指導が終わった後には放課後支援がある、私どものやっているこどもクラブ新宿がある、ということきちん伝える必要があります。

最近、私どもの夜の教室に初期指導が終わったけれども、そのあと勉強する場所がない、という問い合わせがたくさん寄せられています。転入・編入手続きの時点では、保護者も関わっているので、ここのところきちんサポート体制の内容を伝えなければいけません。今は情報を伝える方法が一貫していません。一番最初の段階で、つまり教育委員会がそのあたりを意識してやってもらわないと、と思えます。

たとえば、チラシを作ってこういうところに貼っても、ポスターを学校のなかに貼っても、保護者はほとんど見る機会がないので分からないです。子どもたちもいくら多言語で対応していても、そんなに注意深く見ているわけでもありません。また学校の対応はほとんど副校長先生がやっていますので、そのあたりのところではっきりとシステムが分かっているならば、お金を使ってチラシを作る必要もありません。とにかく入口で徹底していれば、と思います。

A：PRについて戻りますと、初期が終わった段階のところがきちんと周知されていない、ということです。転入した段階できちんと周知しなければいけません。

B：初期の段階は、保護者も子どもも緊張していますので、そのときにこれは重要だということをしっかり伝える、ということです。保護者会にも来ないし、学校見学にも来ない、場合によっては中学3年の三者面談にも来ない、というケースが非常に多いので、親が手続きをするときにきちんと正確な情報を知らせてあげないといけません。最初の段階で、ということがとても重要です。親の関心がなくなった段階で何を言っても情報は親に届きません。だから親が一番関心のあるときにしっかりと情報を入れる、ということが本当に必要です。

C：これまでも全くやっていない、ということではないと思います。教育委員会側でも情報を流そうという姿勢はあると思います。ただそれがマチマチだったり、徹底がされていない、ということが問題のような気がします。きちんとシステム化されていない、ということです。Bさんもたびたび指摘されているように、つながりがないというか、バラバラという面があって、学校ごとに丁寧に説明される場所もあれば、通り一変な説明、あるいは先生自体がきちんと把握されていない、というケースもあると思います。このあたりが学校全体、教育委員会全体を通して、制度化が行き渡っていないという面があるような気がします。

B：ただ初期指導を入れるときは、教育センターのコーディネーターになっている先生が来て、校長が立ち会って、親が立ち会って、子どもがいて、それで初期指導をする人が来て、一番初めにそれが開かれるわけです。私も導入に立ち会ったことがあります。それがあつたわけだから、そこできちんすれば、一同に会する機会は少なくとも1回はあつたわけですね。

C：そこがいま充分でない、という状態ですね。その徹底が足りない、ということです。

B：外側の人間からは非常に言いづらい部分もあるわけですが、現状を見てみると初期指導

の段階で情報がしっかりと伝わっていないんです。いくらチラシを貼ってもみんなが学校に必ず来る、というわけでもないのです。

C：機会を新たにつくる、という必要はなくて、その時にしっかりと情報を伝える、ということですか。

B：その時に伝えるべきことを、たとえば、赤字で書くとか、通訳の方にこの情報を伝えてください、ということをしつかり教えるとか、初期指導のときには一対一で対応をしているわけだから、伝えることは必ずできるはずですよ。

C：そのタイミングで伝えて、当事者の保護者が理解しきれぬか、という点については大丈夫でしょうか。

B：情報を伝えていないから私どものやっている夜の教室に問い合わせがくるわけですね。初期指導の段階できちんとした説明がされていれば、問い合わせはこないと思います。今のこの現状を教育委員会がきちんと認識して対応してもらえるのか、ということですか。

A：初期指導の段階で次がありますよ、ということを知り徹底するように教育委員会に配慮してもらおう、ということですね。あと、それと連続することですが、連携がうまく取れていないということがでてきて、要するに初期指導でどこまでいったのか、ということが区と財団との間でもつながりがうまく機能していないのではないのでしょうか。

C：前回のときも個人情報の問題で、という話がありましたが、極端に言ってしまえばカルテ化みたい話しになってくるのでしょうか。

B：行政の方は個人情報が漏れてはいけない、ということをよく言いますが、本人にとってプラスになることであればいいのでは、と思います。それで個人情報という言い方をしてしまうと結局何もできなくなってしまう。個人情報という制度に全員が振り回されている感じ、縛り付けられている感じがします。

C：個人情報を言い訳に使ってはいけないと思いますので、問題は取り扱いだと思います。無造作に個人の情報を受渡したりすることには充分注意をする必要があって、きちんとした手続きを踏んで、必要最小限のものを適正な目的のために、複数の課で跨って使用する、ということは個人情報の取り決めのなかでも認められていることです。整理をすれば個人情報を取り扱う、ということも可能です。

B：そのときに誰が調整役をするか、ということです。

C：今回の場合は、教育委員会、あるいは文化観光国際課、未来創造財団、それぞれがそれぞれの事業に個人情報を管理していくということに関して、間に入って調整を取りまとめていくのは文化観光国際課の多文化担当になっていくと思いますので、調整の窓口は文化観光国際課でやるべきだと思います。

A：扱う情報としては、カルテのようなものですよね。ひらがな、カタカナがどこまで読み書きできるのか、という日本語レベルの情報です。

D：私はどうして個人情報が問題になるのか、ということを考えてしまいます。情報の共有化がされていないということもあるみたいですが、公の施設が支援のために取り入れた情報を使用するわけなので、それを公同士（官同士）でやり取りすることが個人情報の問題に差し障りがあるとは、私は思いません。その情報を民間に流すわけではありませんので。

C：結果的には何の支障もありません。ただ、その境目というのが個人の裁量で判断すべきものではない、ということです。使用してはいけない、ということではなくて、きちんと整理をして検討したなかで、結果的にこれは他の部署で使ってもいい、ということは充分ありえます。ただ、何のフィルターも通さずにできるものではない、ということです。

B：おっしゃっているように目的外利用ではなくて、後方支援という目的のために使用する、ということです。扱っている人が違うかもしれませんが、目的は一つです。

C：予めルールを決めたうえでやれば、ということです。行き当たりばったりで使うということではなくて、手続きを踏んで、承認を得て使用する分にはできることなので、その調整を文化観光国際課の多文化共生担当が窓口となってやっていく必要があると思います。

D：新宿区にはいろいろな外国人の団体があると思います。そういうところの情報をどれだけ持っているか分かりませんが、それらの団体に協力をしていただいて、たとえば、こういう支援策があります、こういうことを区としてはやっています、という情報を流して周知していくことができればと思います。

C：私たちもそういうチャンネルをたくさん増やして、そういうところを通じて発信していきたい、ということは常々思っています。

B：私のところに来ている子どもたちは、パソコンは持っているけれどインターネットに接

続していない人が大変多いです。そういうことを考えると、団体というところを開拓していく必要があると思います。情報を渡せる団体を開拓する、ということが重要です。

C：新宿韓人発展委員会さんには新宿ニュースなどはお送りしているのですが、そういうチャンネルが本当に少ないです。私たちが持っている自己PR手段としての手段がまだまだ足りないので、もっといろいろなところに広げていきたい、と思っています。もう一つの分科会「プラザの在り方検討」でもネットワークを広げていく、ということは重要な課題として皆さんからもご指摘をいただいていますので、ネットワークチャンネルを増やしていきたい、と思います。

B：10月1日の全体会に、この分科会として提示していくものを今日は整理していく、ということですね。今テーマとして四つにまとめてありますが、この四つ以外に追加することがあるかどうか、ということも今日考えないといけません。

C：今度の全体会で各分科会からある程度具体的に、今年度中に事業化していくものもあれば、来年度以降の予算措置をとっていくものなどいろいろだと思いますので、どの段階でも出していけるとと思います。

A：配布された資料¹の最初の二点は、プラザというよりは区への要望になりますよね。是非区でやってほしいという位置づけで提案する、という恰好になると思います。そうすると、外国籍の子どもの居場所の確保については是非事業化してほしい、ということになってくるのだと思います。

B：三番目、四番目というところは、たとえば、三番目のところができるのであれば四番目も可能になってくる、という気がします。だから、中学校を卒業した外国人、中学校にも行っていないし、高校に入れる状況にもない子どもたちの居場所をどうつくっていくか、ということがポイントになります。おそらく行政の方は四番目のことは責任がない、と言うと思います。教育委員会の責任が義務教育までなので。そのためにも外国籍の子どもの居場所をどう確保していくかということが四番目の解決にもつながっていくのだと思います。

C：多文化共生という側面から、いろんな部門の間に入って調整していくような進め方をし
ていって、別に教育委員会の事業だとか、子ども家庭部の事業だとか、ということではなくて一緒になって取り組んでもらって、最終的に調整をするのが多文化共生部門というこ

¹ 全体会への向けた報告資料（検討課題）。1、日本語学習支援体制の周知 2、日本語学習支援体制のつながり 3、外国人の子どもの居場所確保 4、中学を卒業した子どもの支援

とで、そういうスタンスで進めていくのが一番現実的ではないかと思います。

B：たぶん「子ども」という一番分かりやすいファクターであるので、やろうと思えばすぐやりやすいのではないかと、思います。

C：新宿の場合は多文化共生ということが特殊なことではなくて、いずれはこういう施設もすべて一般的な施設になって、日本人の子どもだけではなくて、日本人も外国人も一緒になって普通に活動している、という状況が将来像としてあると思います。そこを目指して進んでいる、ということがありますので、子どもの居場所についても、外国の方に限ったことではないので、日本の方であっても外国の方であっても一緒だと思います。

少し話しは戻ってしまいますが、教育委員会のほうにも今後協力してほしい、ということには言っていますので、これから教育委員会の担当職員も入って検討していければ、と思っています。

B：教育委員会に私一人が言うよりは、いろんな国の方に直接意見を出していただく、ということが必要だと思います。実際に困っている人、関わっている人が声を上げて言っていないと、と思います。行政があまりにも縦割りすぎて、外国の方たちが行政に意見する場所がありません。区役所のいろんな課の方にも多文化を理解してほしいと思います。

E：新しい実態調査をやっていないので、難しい部分はあると思います。行政は裏付けがないと。やはり何らかの資料は必要だと思います。

C：区のなかでも専任の部署だけがやる、ということではなくて、この多文化共生についても全庁的な取り組みとして進めていく、という土壌は出来つつあるということです。

D：四番目の中学校を卒業した外国籍の子どもの支援についてですが、中学を卒業した外国人の支援ができないということは、日本の義務教育が中学生までなのでそこまでしか面倒をみることができない、ということなのでしょう。

C：義務教育を修了している、義務教育の範囲外である対象者に対して、教育委員会の事業として行うということは行政上適切ではない、という考え方はあると思います。ただ、それはあくまで教育委員会の教育事業としてなんです。行政が行う事業として高校生以上、未成年全般を対象に学習支援を行う、ということは有りうるわけです。そのときには多文化共生的な側面から外国籍の子どもたちの場合には多文化共生の事業として行っていく、というそういう仕切りは必要になってくると思います。

B：たとえば、児童館は18歳までが対象です。あと、今度子ども家庭部が移りますよね。新しくできて移ると思うのですが、そこに就労支援的な、要するにニートの人を支援するところもできてくるわけです。そのなかで、たとえば、多文化というところで学習という場を設けてほしい、と提案することもできるのではないのでしょうか。

D：いろいろ難しい問題が絡んで、どうしても中学生までしか日本語学習支援ができない、ということになったとしたら、新宿区の日本語教室を利用できるようにするとか、方向転換を考えてもいいのではないのでしょうか。

B：たぶん高校に入学したいという要望がある子どもには、この日本語教室はとても簡単なものなので、やはり新しくできるセンターのなかに社会に適応していくための一つの支援としてプログラムを作成してもらい、ということをご提案してもいいと思います。いろいろなプログラムができると思いますので、そのなかの一つとして“多文化”を子どもたちの支援ということで入れてもらい、ということをご提案してもいいと思います。ニート対策を新しくできるところでやるわけですよね。

C：就労支援という部門が子ども家庭部とは別にあります。来年度大きな組織改編がありますので、そのときにどうなるか、ということは今が勝負のときになると思います。

B：今が勝負なので、積極的に提案していくいい機会だと思います。究極的には就労支援になっていくわけなので、学業で日本語を身につけて日本で働いていくことになるわけなので、その一つのプログラムとして、今から声をあげておく必要があると思います。

A：四番目の支援策として、何らかの支援策を考える必要がある、で終わっていますが、具体的に子ども家庭部の事業として取り組めないものか、みたいな感じで提案してはどうでしょうか。

C：今回ハード的に、組織的に食い込むということになるとかなり大がかりな話しになります。それよりもソフト的な話しで事業として働きかけていくことは充分考えられることだと思います。

E：もし区がやるとしたら、予算的には面倒なことがいっぱいあると思います。新しいNPOのようなものをつくらないと難しいと思います。

B：ただNPOがやるにしても、たとえば、事業委託するのにも必ず予算をつけて委託するわけなので、事業委託にも問題点が多いですよね。差し当たり一つのプログラムとして入

れてもらって、それがある程度機能したときに事業委託にする。かたちとしても、順序としてもそうだろうと思います。プログラムの一つとして入れてもらう方がいいのではないのでしょうか。

A：Eさんのおっしゃっていることも分かるのですが、ただこの段階では、高校に入れない外国籍の子どもたちがいる、ということを全体会でも言って、全体会を通して何らかのかたちで言っていないといけないと思います。文言やどこまで提案するかというデリケートな問題もあるけれども、区が行うニート対策のなかに、たとえば、外国から来て高校に行くことができない子どもたちのことも視野に入れてほしい、ということは言うておかないとまずいかな、と思います。

E：そうすると、日本の子どもの保護者から区の援助がほしい、というような意見は出てきませんか。

B：高校に入れるというよりも、要するに全く日本語ができないから日本語支援というかたちで括っていけばいいことだと思います。ただその先のそういうことは区が考えることです。

C：とにかくエントリーをしておく、ということです。

A：ニート対策のなかに来日した子どもたちのことも視野に入れてほしい、くらいのことを言ってもいいと思います。

F：区、行政はとことんまでやらないんですね。少しやっただけでもサービスにいたっている、と考えていて、おそらく子どもたちの学習支援にまでいたらないと思います。

B：今は何にも子どもたちのサポートがないわけです。どこかがやってくれるかという、どこもやってくれないというのが現状です。そうなったときに、新宿区は多文化を考えているというのであればここも一緒に考えて一応区の責任としてスタートさせていかないといけないと思います。

A：少し概要に戻りますが、中学を卒業した外国籍の子どもへの支援についてはさまざまな問題がありますが、とりあえず多文化共生という側面からなんらかの支援体制を考える必要があるということ、それからニート対策が今度新宿区では新しい取り組みがされますので、視野に入れてほしいということを分科会の提案として出したいと思います。

B：これは予算を含めての請求でもいいのでしょうか。

C：今回全体会の時期が来年度予算のギリギリのラインになりますので、そこで予算要求ができるだけの具体的な提示、というのは不可能だと思います。これまで出された提案が4月1日からできるかできないかということではなくて、4月以降であっても連携・働きかけをして実現させていく、という方向性を打ち出しておくということが必要です。この分科会は10月で終わりということではなくて、今後子ども家庭部、地域文化部の就労支援の担当者などとも関係をつくっていく、という作業は考えられることです。

B：そのあたりの課の方との調整はどこが担当をされますか。

C：それについては私どもの事務局のほうで担当をいたします。

A：この三番目の外国人の子どもの居場所の確保についてですが、これは具体的にイメージとして児童館や子ども家庭支援センターで何か新しいことをやったほうがいいのか、というようなことはありますでしょうか。

C：この居場所というのは、施設というか場所というだけではなくて、いまBさんにもやっていたらいる学習支援だったり、そういうもので引き込む、呼び込むということで、部屋をつくってそこに集める、というようなイメージではありません。

B：私は今大久保児童館で火・木・土に活動をしています。できることなら月・水・金も活動したいと思っています。ただ私一人ではやりきれない状況が出てきているので、そのところを行政がきちんとやってくれれば、と思っています。

D：さきほど廃校になった校舎を新しい区の施設として使うという話がありましたが、体育館やグラウンドなども残っているのですか。

C：施設として体育館の跡というのはありますが、それが今度の子ども家庭部の施設としてくっついてくる、ということはありません。

A：どうでしょうか。児童館、子ども家庭支援センターになんらかのプログラムがあったほうがいいのか、ということになりますでしょうか。もう少し踏み込んだほうがいいのか。

B：私は夜間に児童館を使用しているのですが、夜間はだいたい空くんですね。そのあとにいろいろな子どもたちを含めて使えるようにする時の管理をどうするか、ということをお

える必要があります。

A：たとえば、子どもたちの居場所として夜間児童館を活用させてほしい、というような感じで提案する、ということでどうでしょうか。管理の体制まで考えてしまうとこの分科会では難しいかな、と思います。

B：やってやれないことはないのですが、やるかどうか、ということです。確かに管理することは難しい面があると思いますが、だからと言って、じゃあ外に、ということでは子どもたちの居場所の確保ができない、ということになってしまいます。

D：区内の施設を定期的に変更できるように交渉することはできますでしょうか。もし場所の確保ができないようでしたら、区の施設、地域センターなどを使って、ということを考えてもいいのではないのでしょうか。

B：地域センターは団体登録の手続きをしたあとに、抽選で部屋を確保します。だから部屋を確保できない可能性もあります。区の事業ということであれば優先使用ということで利用できるのですが、たとえば、地域センターなんかでも区の事業ということで優先使用ができれば、利用することはできると思います。

～全体会に向けて～

D：今まで出された意見をまとめるとどうなりますか。

A：本当なら文言を今日で固めたほうがいいのですが、どうでしょうか。文言に則してここはもう少し補ったほうがいい、というところがあればご意見をいただければ、と思います。

B：「行う必要がある」、「考える必要がある」という書き方をしている箇所を「～べき」に訂正するのはどうでしょうか。

C：さきほどBさんもおっしゃっていましたが、前半の二つと後半の二つでは重みが違って、後半の二つはこの分科会で何か結論を出す、というものではなくて、結局教育委員会や子ども家庭部門と一緒にやっていかないといけない、という話しになります。そうするとこの分科会で一方的に何か方針を出しても全く通じる保障も何もないわけです。具体化していくときに、教育委員会や子ども家庭部門と一緒に検討していく体制をつくらないといけ

ないわけです。ここで具体的なプランを検討していくというよりは、まず目指すこととしては同じ土俵で検討できるような組織作り、その準備を進めていく必要があると思います。

A：文言については調整が必要なのでこういう表現になってしまう、ということですね。

C：同じ土俵で話しをしないと何が問題で何が障害になってなかなか難しいのか、ということが分からないと思います。新しいセンターにしても向こうの事業計画などもあると思いますし、そのあたりをこちらも知っておかないと。何かできて何がダメなのか、が分かっていないといけません。分科会として全体会にあげるときには、その先の計画よりもその計画を作るための準備みたいなところを明確にして出しておいてほうがいいと思います。

A：次に全体会があって、そのあとにまた分科会をやるということになると思うのですが、今おっしゃられたことについては次の分科会で扱うようにして、たとえば、どこどこが何をやっているのか、整理図のようなものを考えていくということでしょうか。他の分科会の様子も次の全体会で分かりますよね。

C：どこの分科会もきちんとしたかたちの結論をだす、ということはなかなか難しいようです。全体会では各分科会からここまでの経過としてこういう状況です、という報告をしていただく予定です。ただ漠然と報告だけをする、ということではなくて、連絡会全体としてこういう方向に進んでいきましょう、という承認をしてもらいたいかなと思います。

B：そうであれば、提案したことが承認されない、ということもあるのでしょうか。優先順位を全体会でつけられてしまうと、なんで分科会をつくったのか、ということになります。

C：決して順位付けをする、ということではないと思いますし、ただ吟味をされるということはあると思います。

B：もし吟味をされるのだったら分科会の意味はないですね。それぞれの分科会からこういうことをしてほしい、という提言がだされるわけですね。それらの意見を取りまとめてどういうふうに行行政全体に伝えていくのか、ということが全体会の努めだと思います。そのために各分科会をつくったわけで、もしそうでなければ分科会を作る必要はないと思います。全体会は分科会から提案されたことを、他の分科会の方にも共有していただいて、それを全体会としてあげていくというのが順序だと思います。

A：全体会として何かをやるのかどうか、ということは次の全体会で決まるわけですね。

C：表現がなかなか難しいのですが、吟味という言葉も表現としてよくなかったと思います。連絡会としての決定行為のようなものがあると思うんです。場合によっては他の分科会とリンクしてやる可能性もある、と思います。

B：分科会の考えを共有してもらう必要はあると思います。

C：皆さんに細かくご意見をいただいたので、また事務局のほうで全体会用の資料というかたちで作成して、Aさんに確認していただければと思います。本日はお忙しいなか、ありがとうございました。

以上